

ポイ捨て防止条例と

6月1日から

ダイオキシン条例が

施行されます



■**ポイ捨ての範囲**
ポイ捨て防止重点地域内で、
ポイ捨ての未然の防止を図り
ます。



▲道路わきに散乱した
空き缶や雑誌など



市内一斉清掃
の申し込みは
生活排水路整備事業
■**提出期限** 5月20日(火)
■**地元負担額** この事業に係る地元負担額
は、工事費の25%です。

■**対象となる物質**
ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジ

ることで、地域の環境美化の推進や美観の保護を行い、やすらぎに満ちた快適な生活環境づくりに資することを目的とします。

■**ポイ捨ての対象物**
空き缶（飲料がはいっている缶・ペットボトル・その他の容器）、ビン、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずなどのごみです。

人通りが多くあるいは人が多く集まるところで、公園・道路・河川などを含む地域について、啓発や標示板を設置して環境美化に対する市民意識が高まっていくことを願い、重点地域を指定します。

▼罰則

罰則を設けることによって、ポイ捨ての未然の防止を図ります。

「南国市ポイ捨て防止条例」の詳細については、来月号でお知らせします。

※問い合わせは、生活環境課
環境公害係（☎ 6557）まで

昨年7月号の広報でお知らせしましたとおり、平成9年12月にはダイオキシン類の発生を少なくするために、廃棄物処理法および大気汚染防止法が改正され、ごみの焼却について規制が厳しくなりました。今回の条例は、法律での規制がかかるないような程度の事業所での焼却や、家庭での焼却についても一定の規制を設けてダイオキシン類の発生を少なくし、南国市の豊かな自然環境を守つていこうという目的のものです。

3月議会で「南国市からダイオキシン類を少なくし、きれいな環境を守る条例」と「南国市ごみのポイ捨て防止条例」の2つの環境問題にかかる条例が可決されました。今月号と来月号の2回にわたり、条例の内容についてお知らせします。

■**ベンゾーバラージオキシンの総称**

ダイオキシン類がどのようなにしてできるかについても、まだ分からぬ部分がありますが、塩化ビニールなどの塩素を含む物質を燃やせば発生するといわれています。しかし、さまざまなものに塩素は含まれていますので、塩化ビニールなどのプラスチック製品に限らず、物を燃やすれば量の多少にかかわらず常にダイオキシン類発生の可能性はあるといえます。

▼対象範囲 市内全域

市・焼却施設の運転管理により、ダイオキシン類の発生の抑制に努めなければなりません。広報などで啓発活動などを行います。

公共の場所に捨てた場合、3万円以下の罰金とします。自動販機に回収容器を設置しているなかつたり、きちんと管理制度されていない場合には5万円以下の罰金となります。

ベンゾーバラージオキシンの総称

ダイオキシン類がどのようなにしてできるかについても、まだ分からぬ部分がありますが、塩化ビニールなどの塩素を含む物質を燃やせば発生するといわれています。しかし、さまざまなものに塩素は含まれていますので、塩化ビニールなどのプラスチック製品に限らず、物を燃やすれば量の多少にかかわらず常にダイオキシン類発生の可能性はあるといえます。

▼責任

市長は事業者および市民に対して、焼却方法の改善など指導などをを行うことができます。

事業者・焼却炉およびその運転方法の改善努力をしなければなりません。廃棄物の

▼罰則

罰することが目的ではなく、意識改革を図ることによって自然環境を保全していくことを目的のものなので、罰則については特に設けていません。

▼立入調査

市長は事業所などに立ち入り、焼却方法などの状況を調査することができます。

▼指導など

市長は事業者および市民に対して、焼却方法の改善など指導などをを行うことができます。

▼対象範囲

市内全域

この条例は、空き缶や吸い殻などの散乱防止のため、市民・事業者・占有者などの責務および必要な事項を定めています。

南国市ごみのポイ捨て防止条例

環境月間の6月は、さまざまな美化事業が行われますが、市は6月6日を「環境美化行動の日」とし、毎年恒例の市内一斉清掃を行います。

市民・事業者・占有者の協力をお願いします。

■**とき** 6月6日(日) 午前中
■**申込書** 5月20日(火)
■**提出期限** 5月20日(火)
■**地元負担額** この事業に係る地元負担額は、工事費の25%です。